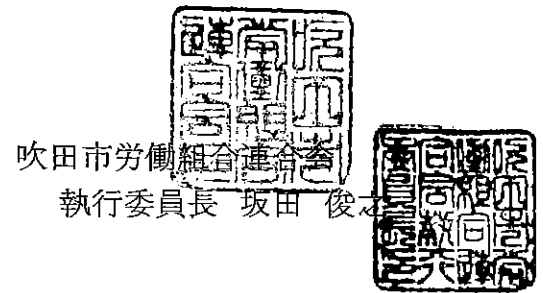




2020年7月8日

吹田市長
後藤圭二様



会計年度任用職員に関する残課題についての市労連要求書

2020夏季重点要求・夏期一時金要求に基づく市労連交渉は、第1回交渉の冒頭、『頑張っているすべての職員に感謝したい』との総務部長発言を受け、コロナ禍の下、住民のいのちと暮らしを守り奮闘する全ての職員の処遇改善につながる回答が期待されました。とりわけ、4月から新制度へ移行した会計年度任用職員に関しては、「移行にあたっては不利益を生じさせない」という確認のもと、昨年来協議を継続し、残されてきた様々な課題について、どのように解決していくかが問われる交渉でした。ところが最終回答は、残念ながら会計年度任用職員の職場や生活の実態、切実な要求・期待からはかけ離れたものであり、「これでは働き続けられない」などの怒りと悲鳴があがっています。労働組合は会計年度任用職員に関わる要求部分を切り離して、交渉を妥結するという異例の判断をしました。

そこで、会計年度任用職員に関する残課題として改めて下記の4項目を要求します。誠意ある対応を求め、交渉を申し入れます。

記

- (1) 「移行にあたっては不利益を生じさせない」との確認に基づき、2019年度からの継続任用者に対して、期間率適用によって生じた6月期・期末手当の減収分を速やかに補てんすること。
- (2) 「(報酬上限制度には)一定問題がある」との認識に基づいて、会計年度任用職員の報酬上限を撤廃すること。当面の措置として、主任級及び主査級職員の上限額を大幅に引き上げること。
職務・職責に見合った給料表の等級への格付けを行うこと。
- (3) 短時間勤務の職員について、慢性的な超過勤務が発生している場合は、適正な勤務時間の設定を行い、所定勤務時間とすること。また、所定勤務時間を超えた勤務については100分の125の割増率とすること。
- (4) 会計年度任用職員へ長期在職休暇をはじめとする特別休暇を設けるなど、正規職員との格差を是正すること。